

平成21年度 第2回 社会教育委員会議・公民館運営審議会会議録

日 時：平成22年3月11日（木）午前10時～12時10分

場 所：鳥取市文化センター 2階 第2会議室

出席委員：
　　安本委員、山根委員、廣田委員、山本輝委員、須崎委員、
　　村田委員、上山委員、田渕委員、長谷委員、本部委員
　　山本享委員、伊藤委員、中村馨委員、武林委員、坂本委員、
　　大西委員

（欠席：西尾委員、松本委員、藤繩委員）

＜鳥取市＞中川教育長

＜事務局＞竹氏課長（生涯学習課）、中村係長（同左）、
　　山形主任（同上）

※発言内容等について、事務局で一部加筆訂正しています。

1 開会〔進行 竹氏生涯学習課長〕午前10時

出席者の確認。19名中16名の出席者あり、会の成立を宣言。

また、中村憲雄委員の辞任について報告。

2 会長あいさつ

議事進行に協力を依頼。

3 教育長あいさつ

政権交代で教育現場も少しずつ変わりつつある。高齢化社会となっているが、様々な立場の方の助けが必要。本日の会では、公民館の政治的使用の件、合併後の分室などの組織の見直しの途中経過についても報告する。様々なご意見をいただきたい。

4 協議報告事項〔進行 山本会長〕

（1）平成21年度社会教育関係事業報告（生涯学習課関連）及び平成22年度社会教育事業計画（生涯学習課関連）（案）について

資料にもとづき事務局が説明。平成21年度事業報告について議長から委員へ質疑を求めたが、質問意見はなし。その後、平成22年度事業計画（案）を説明。

〔委員〕基幹公民館とはどういうものでしょうか。

〔事務局〕（機構図をもとに説明）

基幹公民館は、新地域に1館ずつ設置されており、その下に地区公民館が設置されています。鳥取市中央公民館が統括する形となっています。

〔委 員〕 基幹公民館の事務所はどこにありますか。

〔事務局〕 鳥取市中央公民館は生涯学習課内にあり、館長は生涯学習課長が兼務していますが、業務は課員が行っています。

その他の基幹公民館も同様に分室と兼務して職員が配置されています。

(2) 平成 21 年度 2 月定例議会状況報告について

資料にもとづき事務局が説明。

〔委 員〕 公民館の政治的利用についてですが、地区公民館の利用については、県の選挙管理委員会へ届け出した館であれば可能ではないですか。そのような事例はありませんか。

〔事務局〕 委員がおっしゃっているのは、公職選挙法にもとづく公民館使用についてのことだと思います。通常はできない使用が、選挙期間中は公職選挙法によって可能となるということだと思われます。地区公民館の中には建設時に文部科学省以外に農林水産省などの補助金で整備された施設もあり（新市地域にはそのような施設も多くあるのですが）、このような施設は公民館条例と設置管理条例の二つ条例を持っています。公民館条例では政治的利用は禁止されていますが、もう一つの条例では、禁止事項は規定されていません。市としては、この 2 つの条例がクリアにならなければ公民館の政治的利用はできないと考えております。

〔議 長〕 いずれにしても、公民館の政治的利用に関することについては、事前に生涯学習課や担当課へ相談することが大事だと思います。

〔委 員〕 『家庭の日』の作文コンクールの冊子を読みましたが、大変すばらしい内容だと思います。文字・活字文化を大切にしたいと感じました。これらを振興するのに何かいいアイデアはないのでしょうか。自分も出版したりしますが、図書館に寄贈という形ではなく、地域出版について買い上げという形はとっていただけないのでしょうか。子ども達の朝の読書活動や、「手づくり絵本コンクール」も是非今後も続けてほしいと思います。公民館のコミュニティセンターへの名称変更については、断固反対です。公民館だからまちづくりができるのだと思います。自治会長をしているので公民館の政治的利用については、勉強になりました。

〔事務局〕 文字・活字文化に関する議会答弁の所管は、中央図書館です。後日、図書館協議会が開催される予定ですので、いただいたご意見については、お伝えしたいと思います。コミュニティセンターへの名称変更については、他都市ではそのような事例もございますが、本市としては考えておりません。

〔委員〕 「朝の一斎読書運動」が全ての学校で実施できているということ大変喜ばしいと思います。この読書運動はある童話作家の方がはじめられたと聞いており、「10分読書」を大事にされているようですが、実際のところ何分ぐらいおこなっていますか。

〔事務局〕 学校への聞き取りによると、朝15分間程度実施されているとのことです。

〔委員〕 大人の読書も大事だと思います。大人が読書をしている姿を子ども達の前でみせないといけないと思います。

(3) 分室体制の見直しについて

資料にもとづき事務局が説明。

〔委員〕 この案でいくと、基幹公民館の体制が地区公民館と同じになるのではないでしょうか。

〔事務局〕 基幹公民館の業務は、施設の管理と生涯学習事業が主なものとなります。逆に地区公民館は、コミュニティとしての機能が明確に位置づけられました。基幹公民館の職員が嘱託職員となっても、業務に対する責任は同じであると考えています。

〔委員〕 合併から5年が経過しており、見直しは当然であり合理化は大切だと思います。ただ、嘱託職員のみというのであれば、組織の弱体化が懸念されます。地区公民館は、担当が市長部局に移りましたが、生涯学習については、担当が教育委員会のままなので戸惑いが多いようです。また、これまで、生涯学習課や中央公民館が企画立案し、地区公民館は実施の役割を担ってきたのが、これからは全てをやらなければ、職員の重荷になりはしないかと思います。

〔事務局〕 確かに地区公民館の現場からは、指揮命令系統が二重のため若干戸惑いもあるとも聞いております。しかし、これは市の方針で進んでいるものですので、各部署間の連携を密にしていくことが大事だと考えています。また、公民館は企画・立案・実践ができなければなりません。職員に対し

ては、研修も行いながら実践していくことが肝要かと思います。

〔委 員〕 24年度からは、基幹公民館でもコミュニティの業務を受け持つのですか。

〔事務局〕 業務の中にコミュニティ事業は入っていません。

〔委 員〕 地区公民館にとって、まちづくり協議会のお世話やコミュニティ計画作成業務は大変な仕事となっていると思っています。職員の受け手がいなくなるのではないか心配します。

〔委 員〕 嘱託職員の採用を各地域の方から選出するよう、また住民サービスが低下しないよう十分配慮されている計画だと思います。

〔委 員〕 地域住民としての感想を述べたいと思います。現在、基幹公民館は地区公民館と比べて施設が大きく、管理が行き届かないためか、いくつかの部屋が施錠されるようになりました。基幹公民館は、高齢者が多く利用していますし、なおかつ、生きがいづくりにつながっています。しかし、高齢者ということもあり、清掃も自分達が行わなければならないということで利用もしたくないという意見も聞いたりします。基幹公民館の職員の定数のこともあると思いますが、日中でも1人となる場合があるようで利用者の方が立ち往生される姿も見受けられます。地区公民館と比べ基幹公民館は受け持つ区域が広いということを考えれば、嘱託職員だけの配置ということでよいのでしょうか。

〔事務局〕 できれば正職員を配置したいという思いもありますが、定員適正化計画の中では難しいと考えています。内部協議の中では、例えば、3名の内1名は正職員が必要なのではないか。それが館長がよいのか主事級がよいのかなどの意見もでました。今いただいた意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

〔議 長〕 この計画（案）では、分室業務が地域振興課へ移るようになっていますが、より一層横の連携が大事になってくると思います。移行期間に職員への研修等をしっかりと行ってほしいと考えます。また、これによって住民サービスが低下しないように十分配慮をお願いします。

〔委 員〕 私は、嘱託職員と正職員との質の差はないと考えています。

〔議 長〕 委員のご意見は、正職員は質がいいが、嘱託職員は悪いという区別ではなく、地域への思いがあつてのご発言であつたとご理解ください。嘱託職員の勤務時間の縛りがあり、

自由に働けないとの意見も聞いたりします。勤務時間帯が短いのではないでしょうか。週30時間の縛りはどうでしょうか。条例等の関連もあると思いますが、ご検討いただけないでしょうか。

〔事務局〕 条例等の定めがありますので、時間外勤務は別にして、勤務時間の延長は難しいと思います。

〔委員〕 館長の任期はあるでしょうか。

〔事務局〕 嘱託職員は、1年更新を原則としていますが、地区公民館の主任・主事は、5年継続となっています。

〔委員〕 少ない職員数で事業を行っていかなければならぬので、できない事業もでてくるのではないかどうか。このようなことから公民館運営への指定管理者制度導入については、議論されましたか。また、この案については、分室との協議はされていますか。さらに、地域審議会では議論されていますか。

〔事務局〕 基幹公民館への指定管理者制度の導入は、議論はしていませんし、現段階では考えていません。この案については、平成21年末に教育委員会に諮りましたが、特に意見はありませんでした。各地域審議会へはこれから説明し、ご意見をいただくことになると思います。

〔委員〕 この基幹公民館職員の嘱託職員化にあたっては、人選が大変だと思います。相応しい方を選ぶための慎重な選考が必要だと思います。天下りなどないようにお願いします。また、基幹公民館は、市長部局へ移るのですか。

〔事務局〕 天下りだから悪いということはないと思います。かえって、行政経験が豊富で様々な関係に精通している良い面もあると考えます。また、移行後も基幹公民館が市長部局へ移ることはありません。

〔議長〕 以上もちまして分室体制見直しについての審議は、終了とさせていただきますが、本日の意見を是非参考にしていただけたらと思います。

(4) 第32回中四国社会教育大会(高知大会)及び平成21年度鳥取県社会教育振興大会について(報告)

山本会長から、第32回中四国社会教育大会(高知大会)、山形主任から鳥取県社会教育振興大会について報告がなされた。

[委員] 報告の中で、地区公民館長がまちづくり協議会の事務局長を兼務するとありましたか、事務局長というのは、具体的にはどのような業務をするのでしょうか。

[事務局] 業務は、コミュニティ計画の作成や実施などですが、事務局長は、あくまで取りまとめをする役目です。実務は、事務局員の公民館主任・主事がおこないます。

[委員] 2点意見がございます。1つは、社会教育法第13条では、地方公共団体が社会教育団体に対して補助金を交付しようとする場合は、予め社会教育委員の会議の意見を聴くよう規定されていますが、この会でそのような提案はなされたでしょうか。2つ目は、公民館条例第15条には、この目的が「公民館の円滑な運営を図るため」と規定されていますが、以前は社会教育法29条2項に規定されているように「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」であったと思います。いつなぜこのように変わったのでしょうか。

[事務局] 今回、来年度事業・予算について資料にもとづき説明させていただきました。団体育成の項目も設けて諮っていますので承諾していただいていたと認識しております。法第13条に係る補助金については、こちらの認識不足があったと思いますので、詳細資料を作成し、後日この会で報告させていただきます。また、条例第15条が改正されたと思われる件については、「館長の諮問」という重い言葉をわかりやすい表現に変えたものではないかと推測します。いずれにしても経緯を調査し、後日報告させていただきます。

[委員] 中四国大会の大会宣言は、社会教育法第17条に規定している社会教育委員会の役割を強化するような内容になっていますが、実際そのような認識でおられるのかどうか、会長の見解をお聞かせください。

[議長] 中四国大会の大会宣言で、社会教育委員の本来の職務について改めてうたわれていますが、私としては、計画の諮問以上に、普段から我々が、社会教育の現場で支援や

協力をしていく努力していくことがもっと大事にされる時代ではないかと考えております。社会教育委員の皆さんもそのような実践をされてはいかがでしょうか。

(5)その他

事務局から青少年育成市民会議の賛助会員の募集について案内する。会費についての質問があり、一口2,000円と案内した。その後、意見・質問はなく審議終了した。

5 閉会

12時10分